

産地交付金のご案内

～ 長浜市農業再生協議会 ～

産地交付金は、地域の実情に応じて戦略作物の生産性向上や地域振興作物の生産に向けた取組を支援する交付金です。



確認事項

新設 ※ 現時点では交付は確定していません。

- ・県助成 17 「麦・大豆生産性・品質向上助成（追加防除型）」
- ・県助成 18 「大豆生産性・品質向上助成（追加防除型）」

単価変更 ※ 円／10a

- ・県助成 3 「戦略作物等助成（二毛作）」 10,000円（＋1,000円）
- ・県助成 4 「飼料用稲等生産性向上助成（基幹作）」 2,000円（＋1,000円）
- ・県助成 5 「飼料用稲等生産性向上助成（二毛作）」 2,000円（＋1,000円）

お知らせ

・交付対象作物（出荷作物）については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産することが原則です。そのため、一定の収穫量に満たない場合は理由書等の提出が必要になります。また、作付けや肥培管理等が不適切な場合には交付金を交付しない場合があります。（複数年にわたり肥培管理等の改善が行われない場合も含まれます。）

詳しくは近畿農政局 滋賀県拠点へお問い合わせください。

- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象水田に該当しません。

問い合わせ先

長浜市農業再生協議会事務局（長浜市農政課内）
滋賀県 湖北農業農村振興事務所 農産普及課
近畿農政局 滋賀県拠点

TEL 0749-65-6520
TEL 0749-65-6613
TEL 077-522-4274

令和8年度 産地交付金の交付要件

滋賀県 助成内容

番号 整理	用途	単価 (円/10a)	対象作物	取組要件等
1	麦・大豆生産性・品質向上助成(団地化型)	4,000	麦、大豆 (基幹作)	次の①または②の要件を満たしていること。 ①ひとつの助成対象作物について、概ね1ha以上連坦して団地が形成されていること。 ②概ね2ha以上の団地が形成されており、その内ひとつの助成対象作物について概ね1ha以上作付されていること。 ※団地を構成する作物は、湛水性作物以外の作物とし、調整水田、保安全管理などの不作付地は含まない。 ※詳細は7ページをご確認ください。
2	そば・なたね振興助成 (基幹作)	20,000	そば、なたね	農協等との出荷契約または需要者等との販売契約に基づいて出荷する。
3	戦略作物等助成 (二毛作)	10,000	戦略作物・ 新市場開拓用米・ そば・なたね	農協等との出荷契約または需要者等との販売契約に基づいて出荷する。 ※主食用米、地力増進作物、戦略作物等との組合せによるものに限る。 ※飼料用米については、地域内流通に限る。
4	飼料用稲等 生産性向上助成 (基幹作)	2,000	WCS用稲、 加工用米、 米粉用米、 飼料用米、 新市場開拓用米	6ページにある「生産性向上のための取組」を2つ行う。 ※飼料用米については、地域内流通に限る。
5	飼料用稲等 生産性向上助成 (二毛作)			※二毛作は地力増進作物、戦略作物等との組み合わせによるものに限る。
6	新市場開拓用米助成 (基幹作)	20,000	新市場開拓用米	農協等との出荷契約または需要者等との販売契約に基づいて出荷する。 ※コメ新市場開拓等促進事業との重複助成不可。
7	複数年契約助成 (加工用米・ 新市場開拓用米) (基幹作)	2,000	加工用米、 新市場開拓用米	需要者との3年以上の複数年契約に基づき作付けを行う。
8	複数年契約助成 (加工用米・ 新市場開拓用米) (二毛作)			※二毛作は、地力増進作物、戦略作物あとの作付けに對しての助成とする。 ※整理番号9、10と重複助成不可。

令和8年度 産地交付金の交付要件

滋賀県 助成内容

番号 整理	使 途	単価 (円/10a)	対象作物	取組要件等
9	複数年契約加算 (新市場開拓用米) (基幹作)	10,000	新市場開拓用米	需要者との3年以上の複数年契約(令和8年産以降に締結したもの)に基づき作付けを行う。 ※二毛作は地力増進作物、戦略作物あとの作付けに対しての助成とする。 ※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象。 ※整理番号7、8と重複助成不可。
10	複数年契約加算 (新市場開拓用米) (二毛作)			
11	飼料作物助成 (基幹作)	10,000	飼料作物	飼料作物の作付けを行う。
12	地力増進作物助成 (基幹作)	5,000	地力増進作物	地力増進作物を作付けし、鋤き込み(4月以降)を行い、跡作の作付けを行う。 ※跡作の作物は問わない。 ※地力増進作物については、6ページをご確認ください。
13	地力増進作物助成 (二毛作)			
14	耕畜連携加算 (耕畜連携)	10,000	飼料作物等 (基幹作)	耕畜連携(わら利用、水田放牧、資源循環)の取組を行う場合に、その取組面積に応じて助成。 ※3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結すること。 ※同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組を選択する。
15	地域振興作物助成 (基幹作)	13,000	別表のとおり	ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畦栽培、心土破碎、土づくり のいずれか)に取り組む。 ※二毛作は主食用米、地力増進作物、戦略作物、新市場開拓用米、そば、なたねとの組合せによるものに限る。
16	地域振興作物助成 (二毛作)			

滋賀県 助成内容

以下のメニューは国から県に対し、「魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援」の追加配分があった場合のみ充当されるものです。
現時点(令和8年7月)では交付は確定していません。

番号 整理	用途	単価 (円/10a)	対象作物	取組要件等
17	麦・大豆生産性・品質 向上助成 (追加防除型)	4,000	麦、大豆 (基幹作)	現状の地域慣行防除回数に加え、1回以上の病害虫防除を実施すること。 【合計防除回数】 ・小麦(びわほなみ):3回以上 ・びわほなみ以外の小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦 →2回以上 ・大豆:3回以上
18	大豆生産性・品質向上 助成(追加防除型)	2,000	大豆(二毛作)	現状の地域慣行防除回数に加え、1回以上の病害虫防除を実施すること。 【合計防除回数】 ・大豆:3回以上

令和8年度 産地交付金の交付要件

長浜市農業再生協議会 助成内容

番号 整理	使途	単価 (円/10a)	対象作物	取組要件等
1	地域振興作物助成	16,000	別表のとおり (基幹作)	同一ほ場で水稻または戦略作物を作付けしたほ場を除く。
2	麦・大豆・そば 収量拡大助成	5,000	麦・大豆・そば (基幹作)	収量拡大に資する取組(排水対策、土づくり、畦畔の適正管理、適正施肥、雑草防除、病害虫防除、適正播種、適期収穫)のいずれか3点以上に取り組むこと。
3	二毛作促進助成	4,000	麦・大豆・そば・ 別表に定める作物 (二毛作)	二毛作は水稻、戦略作物との組み合わせに限る。 収量拡大及び品質向上に資する取組(排水対策、土づくり、畦畔の適正管理、適正施肥、病害虫防除、適正播種)のいずれか2点以上に取り組むこと。
4	産地化促進加算 (基幹作)	16,000	キャベツ、 タマネギ、 ブロッコリー、 白ネギ	ほ場の概ね一面に対象作物を栽培していること。 二毛作は水稻、戦略作物との組み合わせによるものに限る。
5	産地化促進加算 (二毛作)			
6	麦・大豆生産性・品質 向上助成(団地化型)	1,000	麦・大豆 (基幹作)	滋賀県助成内容の整理番号1と同じ

別表：地域振興作物一覧

地 域 振 興 作 物	園 芸 作 物	野 菜	だいこん、かぶ、すぐき、にんじん、ごぼう、れんこん、しょうが、さつまいも、じゃがいも、さといも、やまいも、ヤーコン、セレベス、はくさい、ほうれんそう、こまつな、ちんげん菜、みずな、みつば、しゅんぎく、みぶ菜、日野菜、そば菜、サラダ菜、青菜、ねぎ、わけぎ、ニラ、セリ、ふき、ウド、たまねぎ、にんにく、らっきょう、みょうが、くわい、しそ、キャベツ、セルリー、出荷用野菜苗、レタス、パセリ、サニーレタス、モロヘイヤ、アスパラガス、かぼちゃ、とうもろこし、青さやいんげん、キヌサヤ、エンドウ豆、そらまめ、えだまめ、なたまめ、カリフラワー、ブロッコリー、オクラ、きゅうり、ズッキーニ、うり類、なす、あおとう、ししとう、トマト、ミニトマト、ピーマン、食用花、いちご、メロン、すいか、まくわ、芋じく、亜麻、つくね芋、えごま、とうがらし、ラディッシュ、ササゲ、青パパイヤ、マコモダケ
		花 き	アスター、かすみそう、きく、キンギョソウ、キンセンカ、ケイトウ、コスモス、小ぎく、ゴテチャ、スターチス、ストック、センニチコウ、チューリップ、チドリソウ、トルコキキョウ、なでしこ、パンジー、ひまわり、ペニ花、マリーゴールド、やぐるまそう、ユリ、ラン、ローダンセ、切り花用菜の花、ほおずき、葉ボタン、花き類、バラ、シクラメン
	雑穀		小豆、あわ、きび、ひえ、ハトムギ、らっかせい、ごま
	特用作物		山菜、こんにゃく芋、あおばな、たばこ、いぐさ、ハーブ類、薬用作物、香用作物、搾油用ひまわり、かんぴょう、ひょうたん、搾油用えごま、搾油用なたね、よもぎ、ホップ、茶、わさび

滋賀県助成(整理番号4・5)の「生産性向上のための取組」

※下記の取組要件のうち2つ以上実施していることが必要です。

取 組 内 容

- ①地域内流通(県内の需要者への出荷) ※飼料用米は必須
- ②多収品種の導入(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の別紙1の第4の3に定める品種(地域特任品種「吟おうみ」含む))
- ③育苗、移植作業の省力化、効率化(直播栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培)
- ④土づくり(堆肥の施用、緑肥の活用、ケイ酸質資材等の土づくり資材施用)
- ⑤肥料の低コスト化、省力化(土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、側条施肥)
- ⑥農薬の低コスト化、省力化(種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除)
- ⑦立毛乾燥 ※飼料用米に限る
- ⑧担い手が行う取組(農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農または地域計画に位置づけられた地域の中心となる経営体)
- ⑨集積・団地化(概ね1ha以上連担して水稻の作付が行われている団地が対象)
- ⑩施設・機械の共同利用
- ⑪収穫・流通体制の改善(フレコン・バラ出荷、オペレータやコントラクタ等への作業委託)
- ⑫作期分散
- ⑬化学肥料、農薬の使用量削減
- ⑭スマート農業機器の活用
- ⑮ほ場由来の温室効果ガスの削減
- ⑯ほ場への炭素貯蔵

※ **戦略作物**とは、麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米のことです。

※ **戦略作物等**とは、戦略作物・新市場開拓用米・そば・なたねのことです。

※ **地力増進作物**とは、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー、ソルガム、イタリアンライグラス、エン麦、ライムギ、クロタリヤ、とうもろこし(子実用の残渣含む)のことです。

※ **新市場開拓用米**の範囲は、国内主食用米・加工用米・備蓄米・飼料用米・米粉用米・種子用以外の米穀です。

団地化要件について

県助成1「麦・大豆生産性・品質向上助成（団地化型）」と、市助成6「麦・大豆生産性・品質向上助成（団地化型）」の団地化要件についてお知らせします。

【メニュー概要】

団地化に取り組む基幹作の麦または大豆の販売農家および集落営農に対する支援

パターン①

一つの作物（麦または大豆）について概ね1 ha以上連坦して団地が形成されていること。

パターン②

湛水性作物以外の作物について概ね2 ha以上連坦して団地が形成されており、そのうち一つの作物（麦または大豆）について概ね1 ha以上作付けしていること。この場合、団地を構成する作物は、湛水性作物以外の作物とし、調整水田、保全管理などの不作付地は含まない。

※連坦とは・・・

- ・助成水田等の一辺または外周の概ね4分の1以上が、他の助成水田等と概ねすべての部分において接していること。
- ・団地内の河川、道路、畑、農業者に関わる宅地（住宅、農舎、格納庫等）は大型機械の往来に支障がない場合は連坦とみなす。
- ・鉄道や高架、不作付地（調整水田、保全管理等）、ため池、墓地は基本的に連坦とみなさない。
- ・団地化の判定には二毛作部分を含めることが出来る。

水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成と産地交付金）の交付例（10aあたり）

例	戦略作物助成	産地交付金	合計
1ha以上連坦する麦を作付けするほ場のあとに 大豆 を作付けした場合	35,000円 (麦)	県：麦・大豆生産性・品質向上助成(団地化型) 4,000円(麦)	59,000円
		県：戦略作物等助成(二毛作) 10,000円(大豆)	
		市：麦・大豆・そば収量拡大助成 5,000円(麦)	
		市：二毛作促進助成 4,000円(大豆)	
		市：麦・大豆生産性・品質向上助成(団地化型) 1,000円(麦)	
麦を作付けするほ場のあとに そば を作付けした場合 (1ha未満)	35,000円 (麦)	県：戦略作物等助成(二毛作) 10,000円(そば)	54,000円
		市：麦・大豆・そば収量拡大助成 5,000円(麦)	
		市：二毛作促進助成 4,000円(そば)	
麦を作付けするほ場のあとに キャベツ または ブロッコリー を作付けした場合 (1ha未満)	35,000円 (麦)	県：地域振興作物助成(二毛作) 13,000円(出荷野菜)	73,000円
		市：麦・大豆・そば収量拡大助成 5,000円(麦)	
		市：二毛作促進助成 4,000円(出荷野菜)	
		市：産地化促進加算(二毛作) 16,000円(キャベツまたはブロッコリー)	
タマネギまたはキャベツを 作付けした場合 (タマネギあとにキャベツを 作付けした場合も同じ)	—	県：地域振興作物助成(基幹作) 13,000円(出荷野菜)	45,000円
		市：地域振興作物助成 16,000円(出荷野菜)	
		市：産地化促進加算(基幹作) 16,000円(タマネギ または キャベツ)	

※出荷野菜のあとに出荷野菜を作付した場合は、いずれかの野菜に対してのみ交付金が交付されます。

※産地交付金は国から配分された額で調整を行うため、配分額を超過する場合は、交付単価を減額調整します。

※地力増進作物助成を除き、出荷先が発行する物品受領書・出荷証明書等の出荷を証明できる書類が必要です。

※上記の例には県助成メニューの整理番号17、18を含めていません。

ゲタ対策・水田活用の直接支払交付金等における 自然災害等発生時の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用直接支払交付金等については、自然災害等により、減収や収穫皆無となった場合でも、一定の条件を満たせば交付対象となります。

その際には、被害状況等の確認が必要になりますので、すき込む前に、必ず農業再生協議会へご相談ください。

大豆であれば・・・

生産段階では順調に育っている場合でも、収穫の段階でさやの中に子実が少なく、減収になることもありますので、ほ場や作物の状況を写真(日付入り)で残してください。

自然災害の発生
(減収や収穫皆無)



農業再生協議会に連絡・相談

協議会による状況の聞き取りや確認

自然災害等によるもので、かつ、適切な生産管理が行われていることが確認できれば交付対象となります。



【必要書類】※書類不足時は交付対象外

- ①作業日誌等の生産記録（耕起、は種、防除など）
- ②資材の購入伝票等（農薬、肥料、種子など）

③被害状況や対策状況の「写真」（撮影日・地名地番入り）

※被害前の順調に栽培されていた状況（生育状況）や写真も併せてご提出いただくと、よりスムーズに確認ができます。

⚠️ ご注意 ⚠️

協議会への事前連絡・相談なく作業を行った場合、被害確認ができないため交付対象外となる場合があります。

また、必要書類の提出がない場合は

補助金の返還対象となりますので

必ず事前に協議会までご連絡ください。



詳細はHPにて



【お問い合わせ先】

長浜市農業再生協議会事務局（長浜市役所2階 農政課内）

☎ 0749-65-6520 開庁時間 9:00～16:45